

子ども関連の県計画の一体的な策定について

県民文化部こども・家庭課

1 趣 旨

- 長野県では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、「ながの子ども・子育て応援計画」≪長野県次世代育成支援後期行動計画≫（計画期間：平成22～26年度）を策定し、各種施策を推進してきたところ。
- 次世代法は、平成26年度までの時限立法であったが、期限が10年間延長（平成37年3月まで）された。この際、地方自治体による行動計画の策定は任意化されたが、少子化の進行は我が国のあり方にも関わる中長期的な課題で、腰を据えて取り組むべき問題であり、引き続き（後継の）行動計画を策定して取り組みを進めていくことが必要。
- 一方、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、都道府県は平成26年度末までに「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされているほか、本県では、国の要請に基づき、平成26年度末までに「家庭的養護推進計画」も策定することとしている。
- このような状況を踏まえ、本県においては、平成26年度に策定する子ども関連の3つの計画について、一体的な策定を行うことにより、子ども・子育ての支援、少子化対策など、子どもに関連する県の施策全般の方向性を明らかにする。

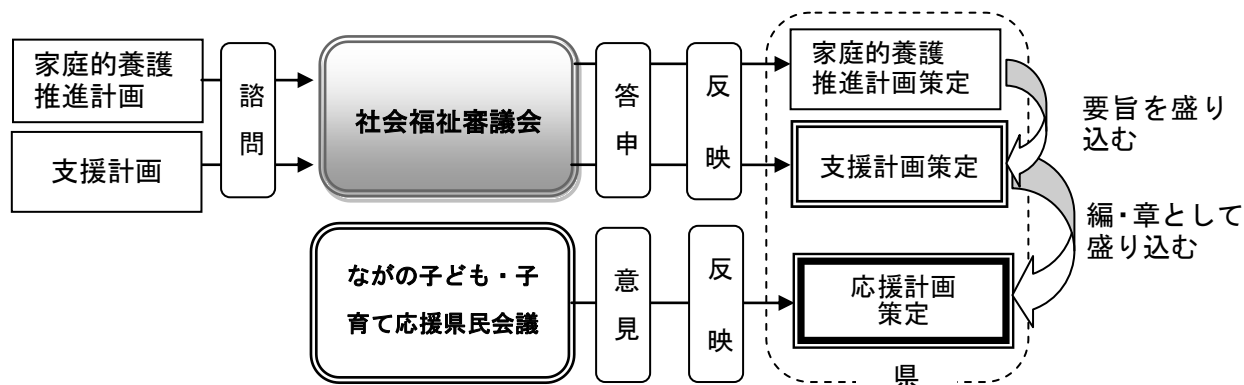
≪一体的策定のメリット≫

- ・施策分野や記載すべき事項の一部が重複しており、計画をまとめることによって県民に分かりやすい説明が可能
- ・子ども・若者対策を統一的に所管する県民文化部として、共通の認識をもって計画を推進することが可能

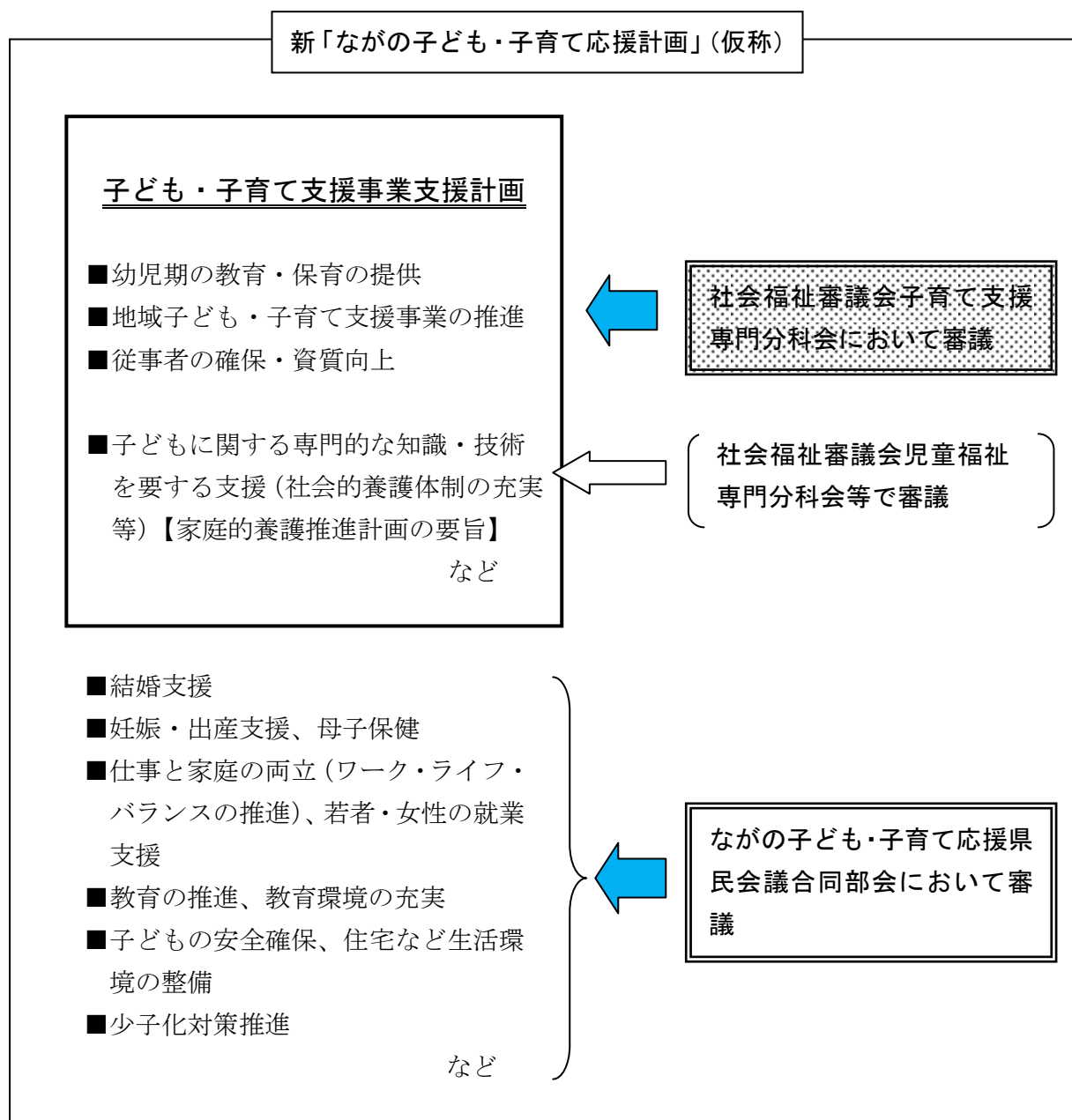
2 一体的な計画策定の方法

最終的に、内容的に最も広い範囲を所掌する「応援計画」に集約する。

- ・「家庭的養護推進計画」は、先行して策定作業を進め、国の基本指針に従ってその要旨を「支援計画」に盛り込む。
- ・「支援計画」は、「応援計画」の1つの「編」又は「章」として盛り込む。
- ・各計画は、社会福祉審議会又は県民会議の答申・意見を反映の上、それぞれ策定する。



3 計画策定イメージと審議事項の範囲



(注) 本イメージは、現行の「応援計画」をベースに整理したもの。新たな「応援計画」に盛り込む内容(範囲)については、今後、国から示される行動計画策定指針を見た上で、最終的に決定されることになる。

少子化対策は、ライフ・ステージに応じた総合的な対応が不可欠！

